

県の動き3



5月12日は「民生委員・児童委員の日」



民生委員・児童委員は、各市町村の担当地域ごとにいる地域の身近な相談相手です。さまざまな活動を通して地域の状況を把握し、生活上の困りごとなどの相談を受けて、サービスの情報提供を行うなど、行政や専門機関へつなぐ「橋渡し」の役割を担っており、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために活動しています。

大正6年5月12日に民生委員の前身である済世顧問制度が制定されたことから、5月12日は「民生委員・児童委員の日」となっています。



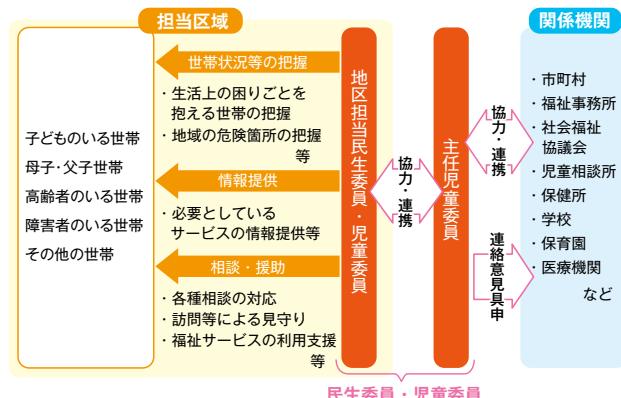
● 民生委員・児童委員とは？

民生委員法と児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け、社会福祉を推進するためにさまざまな活動を行うボランティアの方です。任期は3年で、幅広い年代の方が活動しています。

主な条件

- ▶ 原則75歳未満の方
- ▶ 社会福祉活動に理解と熱意があり、実際に活動できる方
- ▶ 地域の実情を知っている方など

● 民生委員・児童委員の活動内容



● 民生委員・児童委員の活動事例

名護市民生委員児童委員協議会の活動をご紹介します。

名護市では、現在81名の民生委員が委嘱され活動しています。

4つの民生委員児童委員協議会に分かれており、各協議会で毎月の定例会を開催したり、毎年5月～7月頃には各学校との懇談会などを行っています。

その他に、学校でのあいさつ運動や読み聞かせ、サポート会議、敬老週間の取組を行っています。行政などから依頼されるボランティア活動や見守り活動、調査なども行っています。

● 民生委員・児童委員の声

地域での困りごとに対し、支援をしたり各関係機関につなぐなど、地域の人びとに寄り添うことで自分自身の喜びにつながり、やりがいを感じます。

一緒に活動している民生委員との情報交換などもいろいろ勉強になります。



朝のあいさつ運動



民生委員の日PR活動(名護市役所)

● 民生委員・児童委員に相談したい場合は？

お住まいの市町村担当課や市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

◆ 秘密は守られます◆

民生委員・児童委員には守秘義務が課されており、相談内容や秘密が第三者に知られることはございません。

● あなたも民生委員・児童委員として活動してみませんか！

現在、一部の市町村で欠員が生じています。地域の仲間と住みよい地域づくりを目指し、地域の最も身近な相談相手として活動していただける方は、お住まいの市町村の担当課にお問い合わせください。

● 民生委員・児童委員に関するお問い合わせは

- ▶ お住まいの市町村の民生委員担当課
- ▶ お住まいの市町村社会福祉協議会
- ▶ 沖縄県民生委員児童委員協議会

電話：098-882-5813

問い合わせ

福祉政策課 電話：098-866-2177 FAX：098-866-2569



5月は自動車税の納付月です！